

## ご存じですか？特別児童扶養手当および児童扶養手当



**特別児童扶養手当** 精神または身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

### ◆特別児童扶養手当を受けられる方

精神や身体に障害のある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、または父母にかわって児童を養育している方。この手当と児童扶養手当、児童手当との併給は可能です。

### ○手当の対象となる児童の障害の程度

| 特別児童扶養手当1級  | 特別児童扶養手当2級  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部障害含む）程度に該当するもの</li> <li>療育手帳の判定がA程度の知的障害である場合、または同程度の精神症がある場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当するもの</li> <li>療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合</li> </ul> |

※ただし、次のような場合は、支給されません。

- ①児童および父・母または養育者が日本国内に住んでいないとき ②児童が障害による公的年金を受けることができるとき ③児童が児童福祉施設等に入所しているとき

### ◆手当の額および支払日

| 手当月額 | （児童1人につき） | 支払期  | 支払日（支給対象月）     |
|------|-----------|------|----------------|
| 1級   | 52,500円   | 4月期  | 4月11日（12～3月）   |
| 2級   | 34,970円   | 8月期  | 8月11日（4～7月）    |
|      |           | 11月期 | 11月11日（8～11月分） |

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

### ◆児童扶養手当を受けられる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している父母、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けられます。

「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

### 支給の対象となる児童

- 1、父母が離婚した児童
- 2、父または母が死亡した児童
- 3、父または母が重度の障害の状態にある児童
- 4、父または母の生死が不明な児童
- 5、父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- 6、父または母がDV保護命令を受けた児童
- 7、父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
- 8、母が婚姻によらないで生まれた児童
- 9、母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

### 手当が支給されない場合

- 1、児童または父または母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 2、児童が児童福祉施設に入所、または里親に委託されているとき
- 3、父または母が婚姻している場合や婚姻していなくても事実上の婚姻関係（同居または頻繁な訪問があり、かつ生活費の援助）にあるとき。
- 4、父または母が児童と別居し、養育しなくなったとき。
- 5、児童が婚姻したとき。

※現在、手当を受けている方で上記に該当になる場合は早急に「資格喪失届」の手続きを行ってください。喪失の手続きが遅れると返還が生じます。